

# 教育委員会定例会

日時：平成26年3月27日（木）午後1時45分～

場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、山本明峰、小松泰子、篠原通夫

事務局及び説明者 岩本事務局長、山浦課長、柏木課長、大竹副課長、小野副課長、  
長田指導主事、石倉図書館長、池谷美術館長、池田副主幹

会議録署名委員： 石井紘一、小松泰子

《傍聴人1人 入室》

委員長 皆さん、こんにちは。これから、3月の教育委員会定例会を開催いたします。春の雨で、昨日までとても暖かく、桜もかなり咲きまして、桜だけでなく、この時期はプラムとかモクレンとか、葉が付く前に咲く、花だけがすごく目立つ、とてもきれいな季節だなと思います。先日は、皆さんには中学校、福浦幼稚園、3つの小学校の卒業式にご出席いただきまして、ありがとうございます。会の終了のときには、皆様にそのときの感想もお聞きしたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。中学校・小学校の卒業式はちょうど雨で、今日と同じような、あまり厳しい雨ではなかったのですが、卒業生にはまあまあかなと思いますが、この時期は雨が降ったり、暖かくなったり、寒くなったりで、非常に気候も不安定ですが、この雨が植物を成長させるものですから、こういう自然というのを感じながら、新しい年度に向かっていくんだなと思います。それでは、今日はとてもたくさん案件がありますので、皆さんには慎重にご審議していただきながら、スムーズな運営にご協力をよろしく願いいたします。それでは、本日の審議に入ります前に、まず議事録署名人の指名をいたします。本日の議事録署名人は、石井委員と小松委員をお願いいたします。それでは、案件に入ります前に、議事録の承認をいたします。

## 議事録の承認

委員長 それでは、平成26年2月の教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明をお願いいたします。

小野副課長 それでは説明いたします。2月定例会の議事録につきましては、事前にメールで皆様へお送りし、ご確認をいただいております。今回は2箇所文言等の訂正がございました。それでは、議事録の承認につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ありますでしょうか。

委員 質問等なし

委員長 質問等がないようですので、承認でよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 異議がないようですので、2月定例会の議事録につきましては承認されました。それでは、早速案件に入ります。本日の案件は、報告事項が6件、協議事項が2件、議決事項が17件ございます。そして、その他が2件でございます。ただ、本日の案件の中で、議決事項の「⑤ 平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」から以降は、人事の問題であるとか、あるいは個人情報の問題ですとか、人権等の問題について関わってきますので、この議決事項⑤以降は秘密会としたいのですが、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員賛成

委員長 ありがとうございます。それでは、議決事項⑤以降は、秘密会といたします。それでは、お手元にごございます資料に沿いまして、会を進めていきたいと思っております。

#### (1) 報告事項

##### ① 平成26年度社会教育課事業計画について

委員長 それでは、平成26年度社会教育課事業計画について報告をお願いします。

大竹副課長 それでは、資料1に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係について、それぞれの事業計画案を説明)

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

柏木課長 1点、訂正をお願いします。青少年関係の平成27年1月の成人のつどいですが、12日の日曜日となっておりますが、11日の日曜日が正しい日にちです。訂正させていただきます。

委員長 では、青少年関係の平成27年1月の成人のつどいは、1月11日の日曜日ということで、訂正をお願いいたします。他にはございますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

《石倉図書館長 入室》

##### ② 平成26年度図書館事業計画について

委員長 それでは、平成26年度図書館事業計画について報告をお願いします。

石倉図書館長 それでは、資料2に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、平成26年度図書館事業計画案を説明)

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

小松委員 ブックスタート・セカンドブックは、リクエストをとるんですか。

石倉図書館長 ブックスタートは3冊ほどありまして、たとえば上のお子さんがいて、その本はもらったということであれば、他の本を選んでいただくこととなります。

小松委員 皆さん、希望を出すんですか。

石倉図書館長 希望というか、3冊ほどありますので、そこから選んでいただきます。セカンドブックの場合は、20冊リストがありまして、そこから希望をとるという形になります。

委員長 他に、質問、ご意見等はございますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

《石倉図書館長 退室》

《池谷美術館長 入室》

③ 平成 26 年度美術館事業計画について

委員長 それでは、平成 26 年度美術館事業計画について報告をお願いします。

池谷美術館長 それでは、資料 3 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、平成 26 年度美術館事業計画案を説明)

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 庭園整備事業ですが、これは予算化されていますか。

池谷美術館長 はい、先日の議会で予算が議決されております。

石井委員 上の段の部分は、人が回れるようになりますか。

池谷美術館長 はい、今も回れるんですけども、もう少し花壇をきれいにして、お客様を誘導するような形にしていきたいと思っております。

委員長 他にはございますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

《池谷美術館長 退室》

《石倉図書館長 入室》

④ 平成 26 年度湯河原町研修等事業計画について

委員長 それでは、平成 26 年度湯河原町研修等事業計画について報告をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料 4 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、平成 26 年度研修等事業計画案について説明)

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ありますでしょうか。

小松委員 3 番の人権教育研修で、小林先生のお話を先生方が聞いてくださるということで、とてもよいと思います。この間の臨時会のときにお話を伺って、具体的なお話がとてもいいなと思いました。それから、学校支援ボランティアですが、各学校にコーディネーターがいると思うんですが、湯河原中学校は平成 25 年度は、ほとんどコーディネーターが機能していなかったと思います。昨年視察研修に行った横浜の小学校は、会社を退職された、パソコンに精通された男性の方が、コーディネーターとして活躍されていたんですが、湯河原の状況を見ると、だいたい卒業生のお母さんがやっぴらっしゃることが多いです。やはり、その年代ですと、ご自分でお仕事をしたり、子育てをされていて、時間的に余裕がないのかなと思いますので、割と年配でお仕事をされていないと、時間的に余裕のある方で、そういうこ

とをやってくださる方がいらっしゃると、もう少し活性化されるんじゃないかと思いました。  
長田指導主事 ありがとうございます。ぜひ、そういう方をご紹介いただきたいと思います。  
小松委員 本当に、そういう方を探したいと思います。  
委員長 他に、質問、ご意見等はございますか。  
委員 質問等なし  
委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑤ 平成 26 年度湯河原中学校給食検討委員会について

委員長 それでは、平成 26 年度湯河原中学校給食検討委員会について報告をお願いします。  
山浦課長 それでは、資料 5 に基づいて説明をいたします。  
(資料に基づき、平成 26 年 3 月 5 日に開催した、第 1 回湯河原中学校給食検討委員会の  
内容について説明)  
・ 委員長に湯河原中学校教頭、副委員長に P T A 会長が選任された。  
・ 給食の実施に向け 14 件の課題等が抽出された。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等あります  
でしょうか。

石井委員 これは、いつまでに検討するのですか。

山浦課長 年度内ということではなく、やはり方向性を見るということであれば、予算のことなど  
もありますので、秋口ぐらいまでには、ある程度検討せざるを得ないのかなと思います。

石井委員 給食を実施する、実施しないについては、保護者の意向とかもあるでしょうけど、い  
ずれにしても、早めに結論を出さないと。実施しないのであれば、それでいいですけど、実  
施するとした場合には、予算措置も何もできないので、しっかりやってください。

委員長 他にございますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、次の案件に移ります。

⑥ 「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」の結果について

委員長 それでは、「部活動及び学校生活全般における体罰の実態把握に関する緊急調査」の結果  
について報告をお願いします。

山浦課長 それでは、資料 6 に基づいて説明をいたします。

(資料に基づき、緊急調査結果について説明)

- ・ 児童・生徒数、回収数、回収率、質問事項「1-Ⅲ」、「質問 4」、「質問 5」の解答  
内容等について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、皆さんの方から、質問、ご意見等ございま  
すか。

石井委員 この結果は、いま課長が説明したとおりですが、この中の意見は、教員にはどのよう  
に反映されるんですか。

山浦課長 この内容につきましては、学校ごとにきちんと、こういう声が上がっているというこ  
とを、校長先生を通して、説明をしなければいけないのかなと思います。

石井委員 教員に反映されないと、全くやっている意味がありません。調査が調査で終わってし

まいりますから。指導主事もいらっしゃいますので、そのところを何とかお願いします。

山浦課長 わかりました。特に学校ごとということではなく、町内の学校全体ということで、学校名を外しても、こういう事例があったということをお知らせしないと、いま石井委員がおっしゃられたように、何のために調査したかわからないですね。

石井委員 教員皆でこういうことがあるんだということを共有していただくように、開示していただかないと、調査した意味がなくなってしまいます。

教育長 そのあたりについては、4月の校長会のときにも、町全体のことということで、周知していきたいと思います。

委員長 いまの件で確認ですが、お知らせは具体的な内容を提示していくということですか。

教育長 これだけの数ですから、学校全体でどの程度に絞れるか、なるべく具体的な実態を、校長会でお知らせしたいと思います。

委員長 いま石井委員がおっしゃったように、小学校と中学校という分け方についてはいいんですが、保護者はこういうような見方をしているという意見について、小学校の内容は中学校には知らせないというのではなく、教員としては全部のことを知った方がいいし、学校ごとではなくて、湯河原の学校全体でこういう事例があるということは、全教員がはっきり認識する必要があると思いますので、そのところをお願いしたいと思います。他にございますか。

委員 質問等なし

委員長 特に質問等がないようなので、報告事項はこれで終了し、協議事項に移ります。

## (2) 協議事項

### ① 湯河原町いじめ防止基本方針（案）について（協議第21号）

委員長 それでは、協議第21号、湯河原町いじめ防止基本方針（案）について説明をお願いします。

長田指導主事 それでは、資料に基づいて説明をいたします。

#### （資料に基づき説明）

なお、表紙も入れて19ページにわたるものですので、ここでご一読いただき、ご意見をお伺いするのは、少し無理があるかと思えます。そこで、本日の定例会終了後、お時間のあるときにご一読いただき、ご意見をいただきまして、よりよいものにしていきたいと考えております。このいじめ防止基本方針に関しましては、年度ごとにそれぞれ振り返り、よりよいものにしていきなさい、また、して良いですよということがあります。したがって、年度ごとにきちんと見返して、現状に合った、湯河原町に即したものにするために、質を高めていければと考えておりますので、ご意見をよろしくお願いします。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、ご説明いただいたように、これは様々な状況の中から、湯河原町としてはできるだけ早く、これを具現化するというので、委員会としてこれをつくりたいということで出てきたもので、叩き台としてのものが提示されたと思えます。非常にボリュームがございまして、いま長田指導主事がおっしゃいましたように、いまここで、1つ1つの協議をすることは非常に難しいかと思えますが、考え方や、あるいはこういうものについてはどうかというご質問を中心に、あるいはこれは入れた方がいいということについて、特にご意見がありましたら、ここでおっしゃっていただき、さらに熟読

していただいたあと、次の定例会、あるいは臨時会を目途に、できるだけ早い時期に、基本方針を確定していきたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほど、この基本方針は、毎年度ごとに、方針という形での見直しをするということになると、このいじめ基本方針の平成26年度版とか平成27年度版というようになっていくものなのか、それとも、あくまでも基本方針はこれであって、改訂という形で作っていくようになるのか、その辺はどういう形がいいのでしょうか。

長田指導主事 国・県からは、特に示されてはいませんが、年度ごとに大きく幹が変わるということは考えにくいと思います。そこで、いま委員長がおっしゃったように、改訂版という形で、年度ごとに改訂して、質を高めていく方がよろしいかと考えております。

委員長 それでは、とりあえずこれを作成し、もし改訂する必要があるれば、その年度末なり次の年度のために、新たに改訂していくということですね。

長田指導主事 今、策定するということを前提に、お話をさせていただいておりますけれども、できるだけ早い段階で、平成26年度版ということで、出させていただければと考えております。

委員長 今、長田指導主事からお話がありましたが、これを策定するという方向性につきましてはいかがでしょうか。策定することで、よろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 では、いじめ防止基本方針を策定することにつきましては、ご承認いただきました。それでは、この内容について、いまここで皆さんがご審議できることがあれば、出していただければと思います。急ですので、ここでは特に質問がなければ、まずこの湯河原町いじめ防止基本方針の平成26年度版を策定するというので、これを叩き台として、次の会議までに継続審議していくということでよろしいでしょうか。

石井委員 湯河原町いじめ防止基本方針は法律の趣旨に基づいてつくりますが、地方いじめ防止基本方針には学校についての規定がありますが、これを示して、学校には何かつくらせませんか。

長田指導主事 県のものをお示しさせていただいて、学校はすでに策定させていただいております。

石井委員 これと齟齬がありませんか。

長田指導主事 可能性はあります。もうすぐ年度が改まってしまいますが、私の方できちんと見て、学校の場合は、策定しなければなりませんので、4月1日までに策定できるようにしたいと思います。学校も年度ごとに振り返りをして、よりよくしていくということが求められておりますので、暫定版でいいとは言えませんが、とにかくスタートしなければいけないと思っておりますので、齟齬がないようにしたいと思っております。

石井委員 学校がつくったものを我々にもいただきたい。

委員長 いま石井委員がおっしゃるように、この審議をする中で、学校が策定した基本方針をお示しさせていただいて、それを参考にして、皆さんにも審議していただくということでお願いいたします。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

委員長 他にないようでしたら、この湯河原町いじめ防止基本方針を策定するというので、内容については継続審議にしていくということで決議してよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 ありがとうございます。それでは、湯河原町いじめ防止基本方針については、これを策定することで、内容について、協議を継続していくことといたします。続きまして、次の案件に移ります。

② 学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について（協議第 22 号）

委員長 それでは、協議第 22 号、学校及び教育委員会が執るべき措置への提言に対する具体案について説明をお願いします。

岩本局長 それでは、資料に基づいて説明をいたします。

（資料に基づき説明）

- ・ 湯河原町いじめに関する調査委員会からの答申において、11 項目の学校及び教育委員会が執るべき措置への提言が示され、その提言に対して教育委員会事務局で検討した具体案について説明

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。先の調査委員会からの 11 の提言に対する具体案を、事務局としてまとめたものです。これにつきまして、委員の皆さんにお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。どこの項目でも結構です。

石井委員 四角で囲ってあるところが、具体案ですよ。文章としてはいいんですが、具体的なものがあまりないんですよ。最初の具体案ですが、湯河原町人権月間について、内容的には湯河原町ではなくて、湯河原町教育委員会ですよ。何も 4 月にこだわらないで、再来年度からは 4 月でもいいですけど、とりあえず全町的なものをつくっていくような方向で、事務局とも話し合った方がいいのではないですか。⑧は宣言でとどめるということですね。

岩本局長 できましたら、そういうようにさせていただきたいと思っております。

石井委員 その宣言は、どういう方法でおつくりになるんですか。

岩本局長 いまのところは、町民憲章の言葉を引用しながらと考えておりますが、おそらく、キャッチフレーズ的なものをつくらなければいけないのかなと思っております。

石井委員 湯河原町総合計画は、町民憲章を主体につくっているんですよ。

岩本局長 はい。

石井委員 教育的なものをつくるのであれば、公募という方法で、みんなに知らせるという方法もあると思います。それから、提言の中に「中学校は」という言葉があるんですが、中学校だけでなく、「学校」とした方がいいような気がします。小・中学校全体とした方がいいと思います。

委員長 いま石井委員から、①の湯河原町人権月間のあり方、⑧のいじめ防止のための宣言についての方法の仕方、⑩・⑪のように、中学校に特化せず、小学校も含めた、学校すべてに対応するような形の方がいいのではないかと、大きくはこの 3 点のご指摘・ご意見かと思いますが、他の委員の方はご指摘・ご意見はございますか。

山本委員 ⑥のアンケートのすることについて、お聞きしたいと思います。調査報告書を読みますと、やはりアンケートを子細に検討しておけば、いじめのサインをそこに見出すことができたのではないかとということがございました。⑥のアンケート、ただ分析・保管だけではなく、そこにもし、いじめの芽が見出せるとすれば、最初に分析をするんでしょうけど、それをどこにつなげて、どういうふうに、どのぐらいの関係者でもってそれを取り組んで、具体的な実際のところに迫っていくか、そういうところを本当にマニュアル化しておかないと、同じこ

との繰り返しなんじゃないかと思います。本当にこれはもう、誰もがわかりやすいような形で、こういうように動くという手順をつくって、マニュアル化しておいた方がいいというのが私の意見です。

委員長 これについては、長田指導主事にお伺いしたいのですが、中学校の中では、いじめ問題対策委員会というところで、このマニュアル的なものはでき上がっているのでしょうか。

長田指導主事 作成しています。学校で、いじめ防止基本方針と、それを受けたいじめ防止等対策マニュアルという二本立てでつくっています。そのマニュアルに、アンケートから上がってきたものを、どこでどういうふうに揉んで、どういう指導をするかというのは作成されています。ただ、これは私見ですが、マニュアルに囚われ過ぎてしまう危険性というのも十分考えた上で、マニュアルがあるということを先生方が意識して、指導をしていかなければいけないと思いますので、それはいろいろな場面で、私も学校に訴えていきたいと考えています。だからと言って、マニュアルがいないということではないです。

委員長 いまのお話ですと、中学校としては、マニュアルもつくってあるけれども、それ以上の、実際の現場での注意した指導、認識が必要だということですが、山本委員、それでよろしいですか。

山本委員 はい。

委員長 他にございますか。

石井委員 ⑨についてですが、学校サポート会議を活用とありますが、違う形の方がいいような気がします。いじめ対策協議会は、サポート会議のメンバーではなく、一般町民の方がいいのではないのでしょうか。いろいろな意見は出るかも知れませんが、ある程度集めて、自立機関みたいな形で、ボランティアでやっていただけたらいかがでしょうか。

委員長 湯河原町学校サポート会議のメンバー構成は、大まかに言うと、役職的にはどのようなのでしょうか。

長田指導主事 先ほどの報告事項の資料4の1枚目、6番に学校サポート会議の対象者ということで挙げさせていただいているのがメンバーでございます。

山浦課長 表の右側に対象者の欄がございます。

委員長 これは警察署も入っていますか。

長田指導主事 入っています。

石井委員 私が言っているのは、こういうメンバーではなくて、一般の保護者などです。

早藤委員長 いまご提言がありましたのは、町民が参加したいじめ対策会議について、サポート会議だけではない形、サポート会議とは別の形を考えたかどうかという提言ですね。

石井委員 そうです。

委員長 他にはございますか。

小松委員 ④の自己有用感を育むということについて、道徳の授業などで、こういう方法がいいというものは、文部科学省などから示されているんですか。

長田指導主事 来年度から、道徳の教科書になるようなものが、全児童・生徒に配布され、それに基づいて、道徳の授業をやりましょうという形で示されております。当然、その中に自己有用感、最近よく言われる自尊感情、自己肯定感、いろいろなものが落とし込まれてはいます。ですから、道徳の授業の中で扱われますし、こういうふうにといいという示唆もあります。ただ、私見ではありますが、道徳でそれをやっているから、いじめがなくなるとか、



学級活動で体験活動をやれば、いじめがなくなるとか、総合的な学習の時間で自己有用感を高めれば、いじめがなくなるということではないと捉えております。それは1つの手段であって、私は教育活動全体で、子どもと教員、子ども同士、教員と保護者、教員と地域、いろいろな場面でよりよい人間関係を築いていかなければ、全然土台がなく、ゆるゆるの土台にビルを建てるようなものだと思います。ですから、そこも両輪として、重要にしていかなければいけないと考えております。

小松委員 自己有用感を育てるには、もちろん学校の先生にも期待しますが、基本的には家庭で育てなければならぬものだと思います。教育委員会という立場では、こういうものをつくるときに、家庭教育のあり方みたいなものを、ここに載せることは難しいのでしょうか。

長田指導主事 入れてはいけないとは思いますが。

委員長 これが非常に難しいのは、調査報告書に沿ったものなので、それを家庭の方に向けてしまうと、そこにご遺族の関係の部分が出てくるので、あえてそこは、文言として載せない方がよいのではないかとということがあると思いますので、その辺は少し考慮していくもののかなと思います。他の全体のところで、家庭教育と学校教育、あるいは地域の教育というものと一緒に進めていくものならいいんでしょうけど、今回のこれに関しては、あまり家庭教育をということを言ってしまう方がいいのかなと、私は思います。

長田指導主事 小松委員のおっしゃることは、すごくよくわかります。また、私が言いたかったことを委員長が代弁してくださり、大変ありがたかったです。定例会でもご報告させていただいたかも知れませんが、今年度、小・中学校の新入生向けに、町教育委員会として、学校と家庭がこういうふうに連携していきましょうという話をさせていただきました。その中に、言葉としては使っておりませんが、自己有用感と同じ意味の文言を使いました。したがって、町の基本方針に落とし込まなかったとしても、教育委員会として、家庭も一緒にやっていかなければいけないんだということを、発信をしていくことは必要だと思います。今回は新入生だけですが、他に既就学のお子さんたちもたくさんいるので、そこはPTA総会などで、同じようなリーフレットになってしまいますが、それをお配りさせていただきたいと考えております。一度私が話しておりますので、学校の方も主訴はわかっていると思うので、代弁していただく形で発信していただき、絶対家庭も巻き込まなければいけないと思います。

小松委員 最近、テレビで見たのですが、二十代の自殺者がすごく多くて、その対策として、小学校の道徳の授業で、自己有用感を高めるというのを紹介していました。四国の国立大学の教育学部が推奨している方法で、四国の小学校でやっているようです。他の県では、成果が上がっているような、具体的な授業内容なども研究していただければと思います。

長田指導主事 先ほどの資料4でお示しさせていただいた、文部科学省の総括研究官の滝先生が、自己有用感というのを提言されています。いじめをなくす3つの柱は、1つは規律、2つ目は学習習慣、3つ目は自己有用感ですと、国の児童生徒指導のトップの方が、提言されていて、実践もやっています。その辺のお話も、この夏に聞けると思います。私は前回、滝先生の講演に参加させていただき、そういうお話もいくつか聞いておりますので、その辺が具現化できればと考えております。

委員長 他にはございますか。

委員 特になし

委員長 私の方から何点か。先ほどの石井委員のご意見に近いんですが、これは確かに、この調査報告書というのは、湯河原中学校での事故に対するものですから、対象が中学校と教育委員会、町という形になっていますが、やはり、いまここで教育委員会がやらなければいけないのは、中学校に特化しないで、小・中学校全部に同じように当てはめていかなければいけない。そして、⑩では、この調査報告書の内容は、中学校の教員全員が、黒塗りではない報告書を読み込んだと事務局長から報告がございましたが、これから4月になってから、小学校の教員、そして中学校にも新しい先生たちが来られますので、その方たちも含めて、もう一度これは、全員が共有する必要があると思います。これは、小学校だから知らないでは済まされないし、教員としての意識の中で、湯河原の教員になった以上、小学校の教員であれ、中学校の教員であれ、こういうことに対する内容をしっかり知った上で、今後の取り組みを考えていく必要があると思います。そこは、何らかの時間をつくって、指導していただいた方がいいかなと思います。ですから、ここの内容を中学校というのではなく、湯河原町のすべての学校というようにしていった方がいいと思います。それから、⑧の宣言についてですが、教育長が議会に対して、条例制定ではなく、宣言という形でやるというように明言しておりますので、これは教育委員会として、宣言をしっかりとした形で、石井委員が言われたように、どういう形でやるのかということも、町民憲章に準ずる形の宣言にもっていくような形、たとえば、どこの学校も入口を入ると、たしか町民憲章が飾ってあると思いますので、その隣あたりに、いじめ防止の宣言を、町民憲章に準ずるような形で入る、そのくらいにしていくと、かなり、やっているということもはっきりわかるし、いいのかなと思います。それから、先ほどの滝先生の講演会の対象者が、教員や保育士さんたちでしたよね。その次の欄の小林先生の講演もそうですが、これは一般町民も対象にできないんでしょうか。確かに図書館では小さいかも知れないので、たとえば観光会館、あるいは夏だから、体育館では暑過ぎるかも知れませんが、せつかくのいい話だと思いますので、何かもったいない気がします。

長田指導主事 私もそうだと思います。ただ、目的がちょっと違ってきってしまうかと思います。私が前回、滝先生のご講演を聞かせていただいたのは、いろいろな立場の方がいらっしゃった講演会でした。そうすると、滝先生も言葉を選ぶと言いますか、最大公約数でお話をなさっているなという、印象を受けました。ただ、講演が終わって、名刺交換をさせていただく際に、教員向けに、ぜひこういう研修をやらせていただきたいというお話をしましたら、今日お話できなかったことも、たくさん話しますよと言っていただきました。ですから、滝先生のお話を聞くというのが目的であれば、町民の方が一緒でもいいと思いますが、滝先生のお話を先生方に聞いてもらうという目的であれば、今回は申し訳ありませんが、8月22日の講演会はそういう形でやらせていただいて、たとえば家庭教育学級の講師として、滝先生をお呼びするとか、そういう方法もあるのかなと考えております。

委員長 すごくよくわかるんです。演者にしても、対象が決まっていれば、それなりに話がしやすいし、それなりのものがあるんでしょうけど、やはり時期をあまり逸しないうちに、一般町民もそういう意識を高めるということも、教育委員会の主導すべき部分だろうなと思います。ですから、まず先生たちをとということもよくわかりますが、やはりそれと同時に、保護者、あるいは一般町民もというのが、何らかの形でうまくできないかなと思います。

長田指導主事 これは社会教育課の事業ですが、おそらくこれから、家庭教育学級の講師の選定に入ると思いますので、何かその辺でタイアップというか、連携ができればと思います。

委員長 課長にもその辺を頭に入れておいていただいて、いい講師もいらっしゃるし、いろいろな講演も聞きたいと思いますが、いまタイムリーな部分というのもあると思いますので、よろしくをお願いします。その他、ございますか。

委員 質問等なし

委員長 では、具体的な案につきまして、これもやはり、もう少し具体的なものを審議していくということになるわけですね。1つ1つ積み重ねて、よりよいもの具体的に実施していくということになると思いますので、これも継続協議ということでもよろしいですか。

石井委員 それはいいんですが、①については、4月に人権月間ということですが、もうすぐです。具体的にどうするんですか。

教育長 これにつきましては、3月の校長会で、次年度に向けて、4月にこういう形でスタートしたい。それについては、学校側にもそれなりに準備してほしいと。教育委員会としては、指導主事が中心になって、臨時校長会を開いて、各月に、こんなふうに具体的に進めたらどうかということも決めて、4月のことについては、各学校で準備をしています。4月になってから準備をしているのは、忙しい時期ですので、年度内に準備をしています。町向けのポスターも、中学校の美術部の生徒に描いてもらっています。これについても、だいぶ準備ができてきているという状況です。ですから、平成26年度のスタートについては、こんな形でやらせていただきたいということです。

委員長 そうしますと、学校対応はたぶん、平成26年度の4月のスタートができる。石井委員が言われていたのは町全体としてのもの、それは間に合わないわけですから、来年度学校が中心になって、町全体で湯河原町人権月間というようなものを広めていくということ、教育委員会から発信していくというような形で進んでいくということでもよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 それでは、そういう方向で、まず最初にスタートするところが非常に大事ですので、学校での指導方法をよろしくお願いたします。それでは、また細かいことにつきまして、皆さんからお気付きの点がございましたら、協議第21号のいじめ防止基本方針とリンクしたようなこととなりますので、両方とも継続して審議させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 お願いたします。以上、2点の協議事項を終了いたしまして、議決事項に入ります。

### (3) 議決事項

#### ① 湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について（議案第25号）

委員長 それでは、議案第25号、湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明をお願いします。

柏木課長 それでは、議案第25号、湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 図書館及び美術館の事務決裁の迅速化を図るため、年次休暇、時間外勤務命令、出張

命令について、図書館長及び美術館長の専決事項を追加する。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。質問、ご意見等ございますか。

石井委員 いままでは、決裁規程は社会教育課長だったのですか。

柏木課長 そうです。

委員長 いま説明がありましたように、社会教育課長であったものを、図書館長及び美術館長の専決事項を追加するということです。他に質問・ご意見等ございますか。

委員 質問等なし

委員長 それでは、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第 25 号、湯河原町教育委員会事務決裁規程の一部改正については、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

② 湯河原町立図書館運営規則の全部改正について（議案第 26 号）

委員長 それでは、議案第 26 号、湯河原町立図書館運営規則の全部改正について説明をお願いします。

石倉図書館長 それでは、議案第 26 号、湯河原町立図書館運営規則の全部改正について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 図書館の休館日、開館時間等の改正、16 ミリ映画資料に関する規定の削除、複写サービス及びインターネットサービスに関する規定の追加をした。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。質問、ご意見等ございますか。

委員 質問等なし

委員長 それでは、この全部改正について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第 26 号、湯河原町立図書館運営規則の全部改正については、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

③ 湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について（議案第 27 号）

委員長 それでは、議案第 27 号、湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について説明をお願いします。

柏木課長 それでは、議案第 27 号、湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 湯河原町教育委員会が設置する防犯カメラの管理及び運用に関する事項を制定する。

委員長 ただいま、事務局から説明がありました。質問、ご意見等ございますか。

山本委員 映像データを使用する場合がありますが、たとえば美術館などでは、展示絵画の破損などの場合は、当然、然るべき機関に言いますね。図書館などで、本がなくなってしまった場合、わざわざ映像データで、人物を特定するようなことはするのですか。

柏木課長 仮に、その場に映っていたとしても、どこかで返している場合がありますので、即座

には犯人と特定はできないと思いますが、捜査の参考にはなるとお思いますので、こちらが告発するとか、警察から申し出があったときに、そのときの参考としてお出しすることはできるのではないかと考えております。

石井委員 美術館にも設置してあるのですか。

柏木課長 美術館は図書館より先に設置しまして、平成10年の開館時に、8台設置しております。

図書館は、本年度事業で16台設置いたしましたので、ここで適正な管理をしようということで、この要綱を制定するというごことでございます。

委員長 他にはございますか。

委員 質問等なし

委員長 それでは、管理運用等に関する要綱の制定について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第27号、湯河原町教育委員会における防犯カメラの管理及び運用に関する要綱の制定については承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

#### 〈石倉図書館長 退室〉

#### ④ 湯河原町教育委員会事務点検及び評価実施要綱の制定について（議案第28号）

委員長 それでは、議案第28号、湯河原町教育委員会事務点検及び評価実施要綱の制定について説明をお願いします。

岩本局長 それでは、議案第28号、湯河原町教育委員会事務点検及び評価実施要綱の制定について説明いたします。

（資料に基づき、内容を説明）

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、湯河原町教育委員会が実施するその権限に属する事務の管理、執行の状況の点検及び評価を実施するため要綱を制定する。

委員長 ただいま、事務局から説明がありましたが、質問、ご意見等ございますか。

委員 質問等なし

委員長 第3条の「点数及び評価の実施」については、「点数」ではなく、「点検」ですよ。

岩本局長 そうです。申し訳ございません。

委員長 いかがでしょうか、第1条から第7条までございます。何かご質問・ご意見等ございますか。

石井委員 附則のところですが、「この訓令は」とありますが、要綱ではないんですか。

岩本局長 要綱なんですけど、訓令形式で出させていただきますので、このように表記させていただきました。

委員長 他にはございますか。

委員 質問等なし

委員長 それでは、この要綱の制定について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第28号 湯河原町教育委員会事務点検及び評価

実施要綱の制定については、承認されました。それでは、これより秘密会となりますが、ここで暫時休憩といたします。再開は、午後3時45分からとしますので、よろしくお願いいたします。

《傍聴人1人 退室》

(休憩 午後3時35分から3時45分)

委員長 それでは、時間になりましたので、これより教育委員会定例会を再開させていただきます。それでは、これより秘密会となりますので、よろしくお願いいたします。

⑤ 平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について（議案第29号）

委員長 それでは、議案第29号、平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第29号、平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について説明いたします。

（資料に基づき、各小中学校の平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について説明）

- ・ 各小中学校の学校医等の委嘱について審議

委員長 それでは、議案第29号、平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第29号、平成26年度学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱については、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

《池田副主幹 入室》

⑥ 平成26年度湯河原町育英奨学生承認について（議案第30号）

委員長 それでは、議案第30号、平成26年度湯河原町育英奨学生承認について説明をお願いします。

池田副主幹 それでは、議案第30号、平成26年度湯河原町育英奨学生承認について説明いたします。

（資料に基づき、平成26年度湯河原町育英奨学生の認定者について説明）

- ・ 奨学生15名の認定について審議

委員長 それでは、ただいま説明がございました、15名の奨学生につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第30号、平成26年度湯河原町育英奨学生承認について、この15名が承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

《池田副主幹 退室》

⑦ 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について（議案第 31 号）

⑧ 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について（議案第 32 号）

委員長 それでは、⑦ 議案第 31 号、湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてと、⑧ 議案第 32 号、湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱については、一括して説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第 31 号と議案第 32 号について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第 31 号、湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱についてと、議案第 32 号、湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について、一括して説明させていただきます。

（資料に基づき、支援教育アドバイザー 2 名の委嘱について説明）

- ・ 支援教育アドバイザー 2 名の委嘱について審議

委員長 それでは支援教育アドバイザー 2 名の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、湯河原町支援教育アドバイザーにつきましては、この 2 名の方を、1 年間委嘱することで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑨ スクールソーシャルワーク・サポーターの委嘱について（議案第 33 号）

委員長 それでは、議案第 33 号、スクールソーシャルワーク・サポーターの委嘱について説明をお願いします。

山浦課長 それでは、議案第 33 号、スクールソーシャルワーク・サポーターの委嘱について説明いたします。

（資料に基づき、スクールソーシャルワーク・サポーター 1 名の委嘱について説明）

- ・ スクールソーシャルワーク・サポーター 1 名の委嘱について審議

委員長 それではスクールソーシャルワーク・サポーター 1 名の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 33 号、スクールソーシャルワーク・サポーターの委嘱については、この方を、1 年間委嘱することで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑩ 湯河原町青少年相談員の委嘱について（議案第 34 号）

⑪ 湯河原町青少年相談員の委嘱について（議案第 35 号）

委員長 それでは、⑩ 議案第 34 号、湯河原町青少年相談員の委嘱についてと、⑪ 議案第 35 号、湯河原町青少年相談員の委嘱については、一括して説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員 全員異議なし

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第 34 号と議案第 35 号について説明をお願いします。

柏木課長 それでは、議案第 34 号、湯河原町青少年相談員の委嘱についてと、議案第 35 号、湯

河原町青少年相談員の委嘱について、一括して説明させていただきます。

(資料に基づき、湯河原町青少年相談員 2 名の委嘱について説明)

- ・ 湯河原町青少年相談員 2 名の委嘱について審議

委員長 それでは湯河原町青少年相談員 2 名の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 ありがとうございます。それでは、湯河原町青少年相談員につきましては、この 2 名の方を、1 年間委嘱することで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑫ 湯河原町青少年指導員の委嘱について (議案第 36 号)

委員長 それでは、議案第 36 号、湯河原町青少年指導員の委嘱について説明をお願いします。

柏木課長 それでは、議案第 36 号、湯河原町青少年指導員の委嘱について説明いたします。

(資料に基づき、湯河原町青少年指導員 15 名の委嘱について説明)

- ・ 湯河原町青少年指導員 15 名の委嘱について審議

委員長 それでは湯河原町青少年指導員 15 名の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 36 号、湯河原町青少年指導員の委嘱については、この 15 名の方を、2 年間委嘱することで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑬ 湯河原町スポーツ推進員の委嘱について (議案第 37 号)

委員長 それでは、議案第 37 号、湯河原町スポーツ推進員の委嘱について説明をお願いします。

柏木課長 それでは、議案第 37 号、湯河原町スポーツ推進員の委嘱について説明いたします。

(資料に基づき、湯河原町スポーツ推進員 20 名の委嘱について説明)

- ・ 湯河原町スポーツ推進員 20 名の委嘱について審議

委員長 それでは湯河原町スポーツ推進員 20 名の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 37 号、湯河原町スポーツ推進員の委嘱については、この 20 名の方を、2 年間委嘱することで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑭ 湯河原町文化財審議委員の委嘱について (議案第 38 号)

委員長 それでは、議案第 38 号、湯河原町文化財審議委員の委嘱について説明をお願いします。

柏木課長 それでは、議案第 38 号、湯河原町文化財審議委員の委嘱について説明いたします。

(資料に基づき、湯河原町文化財審議委員 5 名の委嘱について説明)

- ・ 湯河原町文化財審議委員 5 名の委嘱について審議

委員長 それでは湯河原町文化財審議委員 5 名の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 38 号、湯河原町文化財審議委員の委嘱については、この 5 名の方を、2 年間委嘱することで承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

⑮ 平成 26 年度 4 月補正予算について (議案第 39 号)

委員長 それでは、議案第 39 号、平成 26 年度 4 月補正予算について説明をお願いします。



山浦課長 それでは、議案第 39 号、平成 26 年度 4 月補正予算について説明いたします。

(資料に基づき、平成 26 年度 4 月補正予算について説明)

- ・ 平成 26 年度 4 月補正予算について審議

委員長 それでは平成 26 年度 4 月補正予算について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 39 号、平成 26 年度 4 月補正予算については、承認されました。続きまして、次の案件に移ります。

#### ⑩ 教育委員の辞職について (議案第 40 号)

委員長 それでは、議案第 40 号、教育委員の辞職について説明をお願いします。

岩本局長 それでは、議案第 40 号、教育委員の辞職について説明いたします。

(資料に基づき、教育委員の辞職について説明)

《教育委員 1 名、大竹副課長、小野副課長、長田指導主事 退室》

- ・ 教育委員の辞職について審議

委員長 議案第 40 号、教育委員の辞職につきましては、本人の意思を尊重して、同意するという  
ことで議決されました。

《教育委員 1 名、大竹副課長、小野副課長、長田指導主事 入室》

委員長 ただいま、1 名の教育委員及び事務局職員の方々に一時退席していただいております  
間に、議案第 40 号、教育委員の辞職について、慎重に審議させていただきました。委員から  
提出されておりました、辞職に関しまして審議いたしましたところ、皆さん、ご本人の意思  
を尊重する必要があるだろうということで、教育委員の辞職に対しまして、同意いたしまし  
た。これにつきましては、承認されましたので、ご報告いたします。

#### ⑪ 教職員の人事について (議案第 41 号)

委員長 それでは、議案第 41 号、教職員の人事について説明をお願いします。

小野副課長 それでは、議案第 41 号、教職員の人事について説明いたします。

(資料に基づき、平成 26 年 4 月 1 日付の教職員の人事について説明)

- ・ 平成 26 年 4 月 1 日付の教職員の人事について審議

委員長 それでは議案第 41 号、教職員の人事について、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員承認

委員長 それでは、議案第 41 号、教職員の人事については、承認されました。以上で、提出いた  
だいた議決事項については、すべて終了いたしました。続きまして、その他に移ります。

#### (4) その他

##### ① 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

- ・ 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告

② その他

- ・ 町職員の人事について、現在、内示が出されていないため3月31日に臨時会を開催し審議いただくことで了解を得る。
- ・ 教育委員宛に届いている「地方教育行政のあり方に係るアンケート」については、委員各自での対応とする。
- ・ 小学校の入学式の祝辞で、例年どおり図書館のセカンドブックについて紹介する必要が有るのかを確認し、3月31日の臨時会で報告する。
- ・ 各委員から、各学校の卒業式、卒園式に出席された感想を述べる。

委員長 5月の定例会の日程につきまして、皆様のご都合をお伺いいたします。

《5月定例会の日程調整の結果》

4月の定例会は、4月17日（木）午前9時30分から、教育センターで開催

5月の定例会は、5月21日（水）午後1時30分から、教育センターで開催

委員長 それでは、長い時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。今年度最後の定例会ということで、本当にいろいろなことがあった年度でした。皆さんには様々なお力添え、また事務局の方々は、普通では考えられないほどの仕事量になってしまいました。ここで終了しますが、事務局長と山浦課長、一言お願いいたします。

岩本局長 謝辞を述べる。

山浦課長 謝辞を述べる。

委員長 遅くまでありがとうございました。継続審議もございますので、いろいろと皆さんのお力をさらにお借りしていかなければなりません。来年度、またすぐ始まりますので、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

(終了時間 午後5時09分)